

# 事故発生時のご注意点

SJNK19-80194 2019/7/19

- ★事故の通知 事故が発生したら、当社指定の事故報告書\*で速やかに事故の通知をお願いします。  
\*『工事保険コストダウン』ホームページからダウンロードできます。
- ★必要書類 事故現場の写真と修理見積り、請負契約書は保険の請求に必ず必要です。
- ★自己負担額 10万円超の損害は全額お支払いできますが、(互助会の賠償) 10万円以下の場合、自己負担となります。
- ★示談交渉 示談交渉は法律で当社や保険会社が行う事は認められておりません。  
自動車保険では、保険会社が示談交渉を行う事は認められていますが、その他の賠償責任保険では「非弁行為」とみなされ、お客さまにかわって被害者と示談交渉をすることができません。  
したがって、示談交渉は原則、お客さまと被害者との間でおこなっていただくこととなります。
- ★ もちろん、当社は円満解決のため、具体的なアドバイスで全力でサポートします。

## 後日のトラブルを防ぐため、以下の点、ご協力願います。

- 1) 被害者に「保険で支払える」「保険会社に任せる」とは、伝えないでください。  
賠償事故には、自動車事故とおなじように、加害者・被害者の過失割合はつきものです。  
被害者の主張にかかわらず、法律上は被害者にも責任が発生するケースはあります。
- 2) 必ず事前に当社にご相談ください。  
お客さまと被害者の間で、先に交渉されますと、お客さまの受取り保険金に不利なことも起こります。  
**必ず、中途経過など、被害者との交渉の前にご相談ください。**

取扱代理店 (有)フィット総合保険 電話059-350-2150  
FAX 059-350-2157  
メール info@fitsogo.net

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社